











区第壹番組村会議員」の当選通知書を受け取っており、すでに明治10年公布の規定がこの時期に実施されたようです。

自主性を認めた「区町村会法」は明治13年4月交付され、土地所有者の選挙で選ばれた議員が区町村の公共事業や区町村費の賦課徴収を審議する体制が定着しました。

戸長役場には、公選後に知事によって任命される「戸長」と書記にあたる「筆生」、雑用係である「小走」がおり、戸長らの給与は県税で賄われ、代わりに府知事および県令-郡長-戸長の上下関係の下に置かれることになり、官吏懲戒令の対象にもなり得ました。

戸長役場では戸籍事務のほか、中央政府および府県や郡の命令を住民に伝達・徹底に努め、更に徴税や厚生などの業務を行いました。

戸長は公選によって選ばれていましたが、多くは旧来の庄屋などが選ばれる傾向が強くありました。

松河戸では戸長の私宅の一部を戸長役場に充てており、この時代の戸長役場の主な仕事としては、租税(戸籍・土地名寄の調査整理等)、徴兵、教育(学校授業料等の収納等)、祭り、労役(溝役、道役)の管理調整、隣村との交渉や村民トラブルの調停や、郡役所からの調査依頼や連絡調整などでした。

松河戸村戸長役場では「明治16年4月の儉約決定簿」で、村民の生活行動をも規則を設けています。

(参照 P46 儉約決定簿)

#### ④ 再び戸長の官選化

しかし、これも明治17年(1884)の改正で戸長は官選化し、戸長区域の拡大(東春日井郡111か村は32組に区分)にともない、再び自主性のない連合町村会に後退することとなります。

旧来の庄屋の系統を引く公選戸長は明治政府の組織の末端にありながら住民の代表として政府の政策に対峙する姿勢を見せ、自由民権運動に走るものもありました。

このため戸長を知事による官選に改め、平均5町村、500戸を目途として1人の戸長を置く制度に切り替えました。

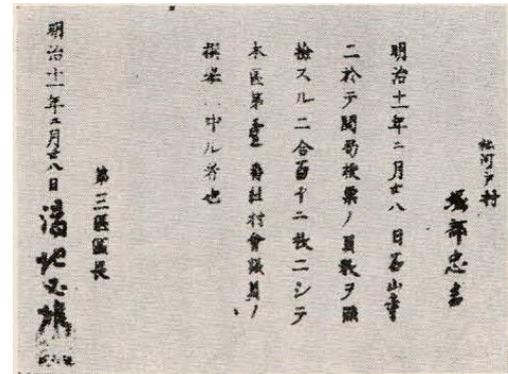
これによって戸長役場の性格も変わり、複数の町村を1つの戸長役場が管轄するようになり、「連合戸長役場」と称されるようになりました。

また、戸長の私宅を戸長役場にすることは行政の私物化に通じるとして禁じられ、原則として役場は新築もしくは学校や寺院などの公共性の高い施設や第三者の私宅などを借り上げて役場とすることになりました。

もっとも、旧来の町村ごとの惣代が町村単位責任者として戸長の補完機能を果たし、町村会も引き続き活動するなど、必ずしも官選戸長が地域行政を把握していた訳ではありませんでした。

政府の説明では、小さな旧村落では財政能力にも乏しく、また適当な戸長をうる事が難しいという理由で改正されましたが、地域内から選ばれた戸長でなく、国策に忠実でかつ行政能力のある官吏を戸長に任じることが理由であったと思われます。

地域としては勝川町、松河戸村と春日井地域外の瀬古村・幸心村が組まれました。



村会議員当選通知(松河戸村 堀部忠治氏 蔵)



明治17年春日井地域における戸長役場区域

## ② 地方自治の始まり

しかし、全国的に高まる自由民権運動の波におされて、明治22年(1889)2月「大日本帝国憲法」が公布され、それと同時に地方制度にも根本的な改革がおこなわれました。

中央の行政事務を地方に分担させ、政府の統制の枠内で、それも地方住民の権利としてではなく、義務として地方自治を認めたものであり、真の地方自治とはほど遠いものではありましたが、ここにその後の地方自治制度の根本が定められました。

また、政府は町村の実力を充実し自立の基礎を強固にするため、町村合併を進めました。

明治22年10月市制・町村制施行(明治の大合併)で、春日井地区では47の村が約3分の1の16カ村に統合されました。

明治17年(P37の図)と22年(右図)の戸長役場区域と比べると、1組から瀬古、幸心が分離し、松河戸村は18組(下条、下津尾、上中切)と合併し小野村となりました。



明治22年 町村制施行当時における 春日井地域 16カ村区域図  
(明治39年 春日井地域は、勝川町、鷹来村、鳥居松村、篠木村、坂下村、高蔵寺村の1町5村となる 赤枠部分)

町村長、議員ともに町村公民の選挙になりましたが、公民とはその町村に2年以上居住し地租または直接国税2円以上を納める25歳以上の男子とされ、選挙人を納税額の多少により分けるなど公正といえるものではなく、この非民主的選挙法はその後、大正十年の改正まで続きます。

群役所は、明治35年に太清寺から勝川町字中屋敷の下街道筋に新築移転しましたが、大正元年9月の暴風雨で倒壊し、大正2年に勝川駅前通り(字八田山)に移転しました。

明治39年には、小野村と和爾良村(大光寺子新田、八田新田、上条村)と合併し鳥居松村となり、この地の住所は、東春日井群鳥居松村大字松河戸となりました。

春日井地区ではいままでの16町村が6町村に合併されました。

地縁共同体だった松河戸村は、近代的な意味で地域を行政統治するための地方公共団体(小野村、鳥居松村)に加わることとなりました。

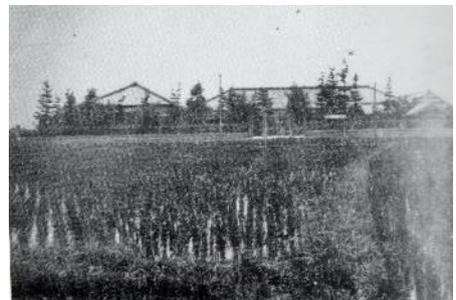
また、町村合併などにより、県と町村との間に自治体としての郡をおくことの意義もうすくなり、大正10年に郡制は廃止され、大正15年6月に郡役所も廃止されました。

昭和18年6月1日、勝川町 鳥居松村 篠木村 鷹来村の4か町村が合併して春日井市が施行され、この地は、春日井市鳥居松村大字松河戸となりました。

この地域には、軍事工場が鳥居松工廠(昭和14年8月発足)、鷹来工廠(昭和16年6月発足)、高蔵寺工廠(昭和16年9月発足)の3つあり、一つにまとめたものの軍部の意向もあったと聞いています。

非合同の回答をした坂下村、高蔵寺村を除く1町3村が対等な形で合併することになり、市の名前については「春日井郡(古くは春日部)」の地名から春日井市とすることで決着がつけました。

愛知県では、名古屋市、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田に続いて7番目の市となりました。



東春日井郡役所  
大正2年に勝川駅前通り(字八田山)に移転

※ 豊川を含めて戦前では愛知県に8市が誕生しました。





### (7) インフラ整備と殖産興業 (明治から昭和(戦前)へ)

アジア諸国が西欧の植民地となるなかで、明治政府は「富国強兵」のため、軍備、その他の近代化を急ぎました。

富国強兵のため、まず掲げたものは、「地方制度の整備」「**インフラ整備と殖産興業**」でした。

明治維新の直後、新政府は財政不足を補うために太政官札や民部省札など不換紙幣を大量に発行しましたが、江戸時代に幕府が鋳造した各種の金銀銅貨や藩札なども流通しており貨幣は混乱状態にありました。

貨幣の統一など経済基盤である「**貨幣制度**」整備の必要に迫られており、明治4年、金本位をたてまえとする「新貨条令」を制定し、円・銭・厘の貨幣単位を定め、新貨幣をつくりました。

また、明治4年それまでの飛脚は廃止され、官営の「**郵便制度**」が発足し、全国均一料金制がとられました。

特に力を注いだ「**鉄道事業**」では明治5年に東京―横浜間が開通し、明治22年には東海道の全線が開通し、明治25年の「鉄道敷設法」公布により中央線も敷設されることとなります。

国の殖産興業の一つが養蚕で「**外貨獲得産業**」として重視され、日本の近代化(富国強兵)の礎を築きました。

松河戸は水田中心の地帯なので、すべての農家は米作を行っていましたが、明治に入ると、国の「**農業政策**」による「多角的農法」のすすめにより、副業として「綿栽培」、「養蚕」などが行われています。

明治14年(1881)、殖産興業政策の一翼を担う国家機関として「**農商務省**」が設立されます。

①「**税制改革**」 p42、②「**貨幣制度**」 p48、③「**徴兵制**」 p49、④「**学校制度**」 p50、⑤「**農業政策・改革**」 p59 や、⑥「**郵便制度**」 p63、⑦「**鉄道**」 p66 などの近代化を進めるなどいろいろな政策を打ち出しましたが、どれも松河戸の村人のくらしに大きな影響を与えました。



農商務省

農林・商工業の行政をつかさどった中央官庁。1881年(明治14)設立

なかでも村にとっての大きな出来事の一つとして、明治6年(1873)に制定された税制改革の「**地租改正**」でした。



② 地租改正争議

地租改正の作業は、明治 6 年 7 月の地租改正条例(法律)、明治 7 年 11 月の「地租改正ニ付心得書」などにに基づき、土地一筆ごとの地押さえ丈量を行い、その結果を積み上げて、村の収穫を定め、村位等級を決定し、村位に対して地租を課するはずでした。

しかし、明治 9 年 3 月に至り改正事業の遅れを取り戻そうとする県当局が、この順序を無視して実態とかけ離れた郡全体の収穫から割り出した村位を押しつけたのが歎願運動の発端でした。

それまでに比べて何倍もの増税になる村も出てきました。

この地域は、江戸時代尾張藩は徳川御三家ということもあって、石高も比較的大目(隠田なども暗黙のうちに認められていた)にみられており、他の地域より生活が楽であったとされています。

(多くの地域が収穫したコメの半分の 5 公 5 民のところ、尾張藩の年貢は 4 公 6 民あるいは 3 公 7 民のところもあったということです。)

しかし今回容赦なく洗い出されたことで、春日井郡全体で面積 44.5% の増加、2 倍以上の増税となる村も続出して下津尾村などは 6 倍(6 石 159→37 石 167)を越す増税になるなど、今回の改正で春日井郡東部地域(東春日井郡)の増税村が多かったようです。(表 4)

上条村の林 金兵衛(初代東春日井郡長)、烏居松村の飯田重蔵らは、春日井群の 43 か村(途中高蔵寺村が離脱して 42 カ村)を代表して、明治 11 年「村位等級を押し付けるのではなく、規則どおり実態に合った方法に基づき収穫量とそれに見合う等級を再検討して定めてほしい」という嘆願書を何度もだしており、嘆願のため東京の地租改正事務局へ上京しています。

また、明治 11 年(1878)10 月の明治天皇名古屋巡幸のおり、地元住民の直訴の動きがありましたが、これは林 金兵衛ら在必死の思いで引きとどめさせたとのことです。

最終的には、元尾張藩主の徳川慶勝が嘆願村の増税分を埋めるということで一旦は決着(明治 12 年 2 月 4 日)し、明治 14 年に改正を見直す(3%→2.5%)こととなりました。この事件は、農民の自由民権運動を誘導した先駆として意味のあるものでした。

明治 13 年 2 月に春日井郡は東西に分郡(東春日井郡役所は以前と同様に勝川村の太清寺内)されましたが、地租改正で意見の分かれた春日井群の東西を、明治 14 年の地租の見直しをスムーズに進める準備でもあったと言われています。

○争議原因

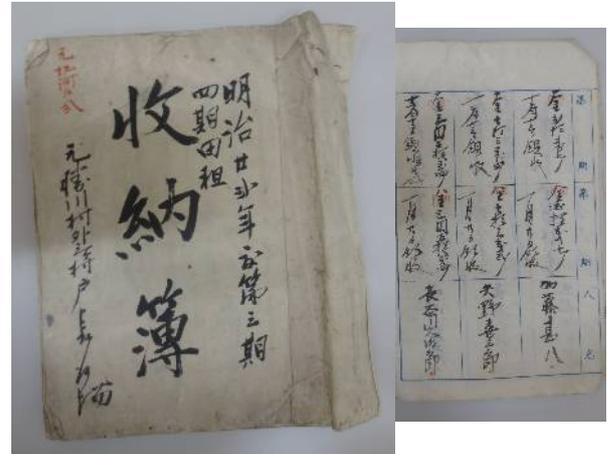
明治 9 年 3 月になって、作業の遅れを急ぐ県当局は、全体の税額を確保することを最優先し、ずさんで強引な測量を行い、積み上げ方式を無視し、郡全体の総額を先に定めて置き、それを各村に割り当て、村ごとの地価を決めていく方法をとった。地価は、それぞれの土地について、収穫量、種肥料、当該地方の米の相場、利子率、交通の便などを勘案して決定することが本来であったが、米価を統一しておき、村を単位とする等級を定めて、等級ごとに格差を付けて地価を決めていく方法のため、春日井郡では、これまでに比べて面積が 4 割を超える増加となった。

春日井郡増減租村と騒擾参加村との関係			
	東春	西春	計
増租村	92	39	131
(うち騒擾参加村)	38	5	43
減租村	21	41	62
(うち騒擾参加村)	0	0	0
計	113	80	193

(表 4) 郷土史かすがい 11 号 地租改正と農民騒動から明治 13 年に東西 2 郡に分かれる。



林 金兵衛



明治 23 年 田租收納簿 松河戸の川村分

③ 地租改正争議その後

明治9年からの地租改正にからみ、和爾良村の林金兵衛ら42か村の嘆願運動は、旧尾張藩主徳川慶勝から、3万5000円の救助金を得ることで明治12年一旦収束しました。

この救助金で4か年分の増税分を埋めることができました。

この嘆願を最後まで続けた村は42か村で、明治13年2月の東西分郡後で見ると東春日井郡が37か村、西春日井郡が5か村でした。

東春日井郡では、そのうち、今日の春日井市域に属する村は、和爾良・田楽・牛山・下原新田・下条原新田・下津尾・上中切・南下原・大手・大手池新田・大手西新田・田楽新田・大泉寺新田・坂下・神屋・明知・下市場・勝川・勝川妙慶新田の19か村で、上末など小牧市が12か村・瀬戸市が今村の1か村、名古屋市が下志段味など5か村でしたので、松河戸村は加わっていないこととなります。

このころ、松河戸村では愛知県令から10ヵ年免除なるものが与えられていますが、関係の定かは分かりません。

また、高蔵寺村は解決の2日前に突然の戦線離脱をしています。(43カ村から42カ村となりました)

42カ村が救助金を得たことに刺激され、明治12年3月以降第二次騒動といわれた42か村と同等の扱いを求めて108か村の嘆願運動も展開されましたが、明治14年に地租を改訂するという約束だけで終わりました。

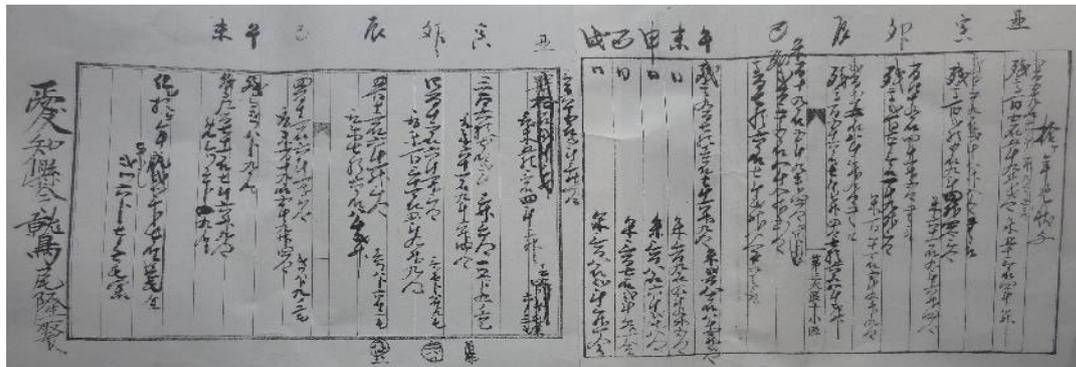
こうした経緯の中で、42か村の第一次嘆願村とその他の村々に軋轢が生じかねないのを恐れた東春日井郡長堀尾茂助(明治14年就任)は明治16年3月「節検法」を示しています。

これを受けて、同年4月、松河戸では、松河戸村戸長役場「儉約決定簿」を村会で決議しています。

【参照 p46 儉約示談】

明治16年、15年、14年、13年、12年、11年、10年、7、6、5、4、3 明治2 明治元 慶応3 慶応2 慶応元

愛知県令 鷲尾隆聚



拾ヶ年免除与

地租改正争議経過

年月	内容	県令
明治6年7月	地租改正条例が布告	鷲尾隆聚 (京都) 明治6年5月～
明治7年11月	地租改正に付心得書交付、調査開始	
明治9年3月	県のずさんな測量で争議起こる。	安場保和 (肥後国) 明治8年10月～ 明治13年3月
明治9年9月	土地測量終了、嘆願書提出	
明治11年1月	林金平らが東京の地租改正事務所へ直接嘆願に出かける。	
明治11年10月	明治天皇名古屋巡幸時に勅書の動きが出る。	
明治12年2月	級尾張藩の救済金と地租を改定する条件で一旦決着	国貞廉平 (長門国)
明治12年3月	第二次騒動	
明治13年2月	春日井郡東西に分郡	
明治14年	終了	



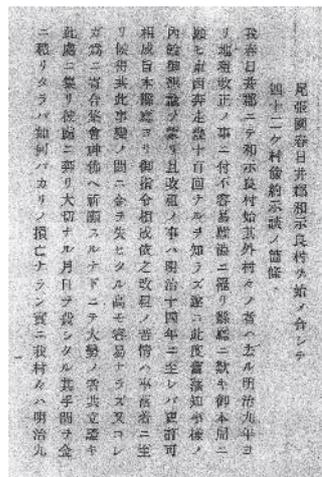
### ⑤ 村の再建運動

明治 14 年の地租改正の見直し約束も明治 13 年に至って見送られており、地租未納により公売処分に処せられたものも多く、やがて明治 14 年にはじまる蔵相松方正義のデフレ政策によって、農村は全国的に深刻な打撃をうけて土地を失う者が続出しました。

地租改正の歎願<sup>たんがん</sup>が終息すると、最後まで残っていた 42 か村で「儉約示談」を申し合わせ、地租改正に要した費用の出費や凶作飢饉に対処するための儉約、特に輸入物の使用自粛に努めました。

東春日井郡の村々が再建のため歩んだ道には大きくみて 2 つあります

- ・「儉約示談」の示す方向であり、
- ・「農業技術の改良による生産の増強」でした。



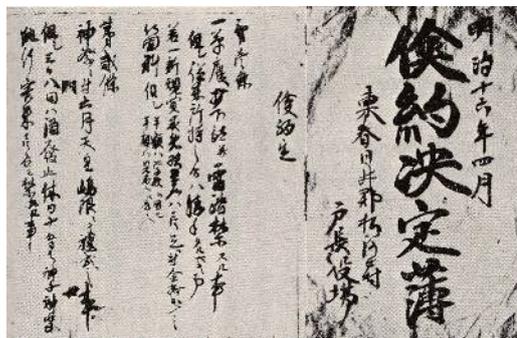
春日井郡 42 力村の儉約示談の冒頭 (高蔵寺村加わらず)

#### ・儉約示談

松河戸は、林 金兵衛(初代東春日井郡長)のもと、福沢諭吉のすすめる「儉約示談」という節約運動をすすめていきました。贅沢しようにもできる状態にないこの地方の農村にも、開国によって文明開化の波がひたひたと押し寄せていました。たとえば、洋服、コウモリ傘、靴、石炭など舶来品が増える中において、これら必需品を控えるというのではなく、農村の現実に則した生活の立て直しが考えられました。

林 金兵衛(初代東春日井郡長)死亡のあと、郡長となった堀尾茂助も、明治 16 年 3 月「節儉法」を公布し節約を求めました。そこでは、もはや舶来物が目標ではなく、衣食住の冠婚葬祭の儉約とお日待などの伝統的な農村習俗の廃止を求めたものでした。

しかし、古くから幾度も繰り返されてきた節約のお触れと違って、「畜ニ儉約ノ点ニ拘泥シ目下急務タル学事ノ費用ヲ惜ム等ノ如キ弊害ヲ醸生〔成〕スヘカラザルハ勿論一層子弟愛育ノ情ヲ厚ク可致」と明治 5 年の学制の発布以来、教育に力を入れてきた時代を反映した一文が挿入されているのが目をひきます。



松河戸村 儉約決定簿 明治 16 年 4 月 (松新町所有)

これに対応して、同年 4 月、松河戸では、松河戸村戸長役場「儉約決定簿」を村会で決議しました。第 1 条では、草履打下駄・雪駄を禁止し、新しく買求めたものは、片足沓足につき拾銭の過料をとり、半額ずつ学校と発見者にわたすこと。第 2 条では、婚礼諸祝は親類限りとし、他のお客をした場合は、客一人につき拾銭神酒五銭の過料をとることなどが決められており、その内容はすこぶる厳しいものでした。なお、違反者過料の半額を学校に寄付することを定めているのは、松河戸村の教育費負担の増加からくるものでした。 【参照 p50 ④学校制度】

#### ・農業技術の改良による生産の増強

もう一つの農業技術改良については、「老農」を中心とした農談会や種子交換会が開かれるようになり、政府も勧農政策に力を入れ、各郡に農事通信員をおきました。

愛知県でも明治 11 年に老農らをまとめ「県農談会」を組織し、明治 14 年には第 1 回全国農談会が東京で開かれています。東春日井郡農談会が組織されたのは明治 16 年でした。これが後に大きな役割を果たす農会組織に発展していきます。

※ 老農とは、おもに明治時代、農書に基づいて在来農学を研究し自らの体験を加えて高い農業技術を身につけた農業指導者



⑥ 住民の移住(北海道の開拓)

明治の始めの松河戸は、戸数 190 戸、人口 660 人くらいで、江戸初期からほとんど変わっていませんでしたが、明治後期から昭和初期にかけ戸数、人口とも減少していきます。

これは地租改正で、自作農の中には地租を払えず土地を売って小作人になる人や、小作人の中には地主への小作料(米で納入)が上がったことで生活が苦しく、北海道、名古屋などに移住する人が多くあったからです。

江戸時代は 5~6 反で生活できましたが、大正から昭和の始めにかけては耕作面積が 1 町以上ないと生活できなくなりました。

また、明治 24 年 10 月 28 日早朝に震度 6 の大地震(濃尾地震)がありました。

小野村(松河戸)には死者はいませんが、民家全潰 37 件、半潰 114 件、破損 163 件に達し、観音寺の衆寮堂が倒壊しています。



濃尾地震に関する出版物

明治政府の方針で開拓が進められた北海道への団体移住の目的は、①旧尾張藩士族の授産、②濃尾震災後の善後策、③屯田兵制度の三点でしたが、実際には地租改正で生活が苦しくなったの移住が多かったようです。  
(地租改正を含めた明治政府の社会制度の変革によって失業した人たちのための北海道開墾事業でした。)

旧尾張藩は明治 10 年 7 月吉田知行ら 3 人を北海道南部の開拓地探査に派遣し、函館の北 500 キロ、内浦湾した遊楽部川沿いの原野を候補地として選び、旧尾張藩士の粘り強い努力により、現在の八雲町の開拓の成功をみました。

士族の移住が打ち切られた明治 25 年から明治 34 年までの 10 年間に、農民の東春日井郡から北海道への移住は 286 名で、その中でも春日井地域から 174 戸の移住が分かっています。

松河戸からの移住者の戸数ははっきりしませんが、当時の小野村(松河戸、下条、下津、中切)からは十数戸の移住が分かっています。しかし、その頃には良い土地はあまり残っていなかったようです。

地租改正で生活が苦しくなったことや、明治 24 年(1891)10 月の濃尾地震で被害を被ったことなども重なり、徴兵制がまた敷かれていない北海道へ移住した人もいたようですが、明治 29 年には北海道にも徴兵令屯田兵が敷かれました。

先に移住した人の成功者の成功例などを伝え聞いたりして、刺激を受けての移住者も相当いたということです。

郷土史かすがい第 11 号 地租改正と農民騒動

(表 7) 明治 21 年 自小作戸数調

東春日井郡農会史調べ

村名	自作	自小作	小作	計	専業	兼業	小作農率	兼業率
勝川	51	102	38	191	175	16	19.9%	8.4%
味美	99	173	201	472	340	133	42.5	28.2
春日井	79	167	166	412	245	167	40.3	40.5
田楽	67	92	125	284	262	22	44.0	7.8
下原	73	49	157	279	247	32	56.2	11.5
八幡	27	204	40	271	227	44	14.8	16.2
小木田	151	230	79	460	392	68	17.2	14.8
和爾良	58	160	202	420	330	90	48.2	21.4
柏井	53	164	108	325	291	34	33.2	10.5
<b>小野</b>	<b>99</b>	<b>154</b>	<b>102</b>	<b>355</b>	<b>299</b>	<b>56</b>	<b>28.8</b>	<b>15.8</b>
雛五	93	98	240	431	423	8	55.6	1.9
不二	107	150	62	319	261	58	19.4	18.2
玉川	374	106	95	575	562	13	16.5	2.3
神坂	142	213	128	483	403	80	26.5	16.6
内津	48	127	81	256	63	193	31.6	75.5
計	1,521	2,189	1,824	5,534	4,520	1,014	33.0	18.3

※小野村は、松河戸、下条、下津、中切の 4 か村が含まれます。



## ③ 徴兵制

当初の政府軍は、各藩から俸禄を受けている者が長州、薩摩などを筆頭に 15,000 人程いました。

明治 3 年 11 月 13 日 (新暦：1871 年 1 月 3 日) に山縣有朋の構想のもと、徴兵規則が制定され、各府藩県より士族・卒族・庶人にかかわらず 1 万石につき 5 人を徴兵することを定めました。

その後、中央集権体制の近代国家にとって国民軍の創出が必要と認識され、明治政府は統一的な軍隊を樹立するため、明治 6 年(1873) 1 月に満 20 歳以上の男子に 3 年間の兵役の義務を課す「徴兵令」を布告し、兵役は納税や教育とともに国民の三大義務の一つとなりました。

武士の特権や身分が廃止され不満を持つ者の反乱が各地で起こりました。特に明治 10 年(1877)西郷隆盛が挙兵した西南戦争で武士の世に終止符が打たれますが、これを制したのは近代化された徴兵令で集められた兵でした。

国民皆兵ではありませんでしたが、最初は例外的な免除も多くありました。例えば、官吏などの職業、学生、代人料を納めた人とか、さらに戸主、跡継ぎ、一人っ子などで、兵役は個人の義務でなく戸ごとに 1 人を徴するというようなものでした。

そこで、この徴兵免除規定を悪用し、兵役を逃れる者もあり、実際には貧しい農家の次・三男などが徴兵されることとなり、働き手を取られる農家にとっては不満が残るものでした。

松河戸でも大事な働き手を兵役に取られる危機感から、養子を希望する者、一家の戸主として分家する者もありました。

明治 22 年の「徴兵令の改正」で「日本帝国の臣民で 17 才から 40 才までの男子は、全て兵役に服する義務がある」と定められました。

それでもなお、学制徴兵の延期・短期現役兵・1 年志願制などの特例が認められていましたが、中学校卒業以上の者も少ないこの地域で、特典に与るものはほとんどいませんでした。

士族の移住が打ち切られた明治 25 年から明治 34 年までの 10 年間に、春日井から 174 戸の移住が分かっています。松河戸からの移住者の戸数ははっきりしませんが、当時の小野村(松河戸、下条、下津、中切)からは十数戸の移住が分かっています。

地租改正で生活が苦しくなったことや、明治 24 年(1891)10 月の濃尾地震で被害を被ったことなども重なり、徴兵制がまた敷かれていない北海道へ移住した人もいたようですが、明治 29 年には北海道にも徴兵令屯田兵が敷かれました。

戸籍法は明治 4 年に制定されていますが、これは「税制」(明治 6 年地租改正)・「学制(明治 5 年学制発布)」・「兵制」(明治 6 年徴兵令)の基礎として「戸籍法」が制定されたもので、これらの仕事は、戸長の重要な役目となりました。

その後、徴兵令は改正を繰り返しますが、徴兵令を全部改正する形で、昭和 2 年(1927)年 12 月 1 日に「兵役法」が施行され、昭和 20 年(1945)の終戦までつづくこととなります。

しかし、太平洋戦争が逼迫してくると、徴兵を終えた人にも臨時招集令状(赤紙)で再度召集されました。また、学校でも少年兵(15~17 才)の志願が盛んにされるようになり、徴兵時延期を猶予されていた大学、高等専門学校の学生にも学徒出陣(昭和 18 年 10 月)が行われることとなりました。



徴兵逃れの手引書  
「徴兵免疫心得」  
この様な出版物も出  
回った。  
東京大学大学院法学  
政治学研究科附属明  
治新聞雑誌文庫



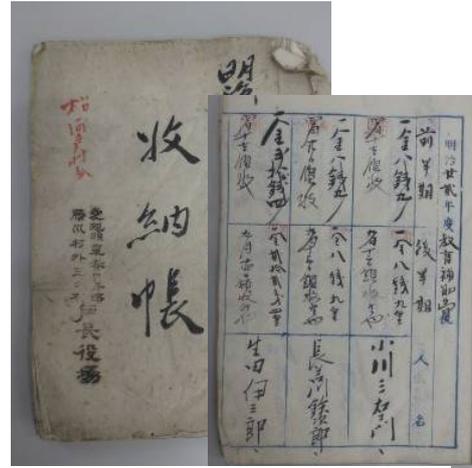


明治19年4月に出された「小学校令」で、尋常科・高等科の修業年限を各4か年として、尋常科を義務教育と定めています。

明治22年10月に町村制の施行(明治の大合併松河戸、下条、下津尾、上中切の四か村が合併し小野村となる)とともに、明治23年「新小学校令」が公布され制度上の基礎が確立し、教育勅語によって教育の大方針が樹立され、町村合併によって施設も整備されるようになりました。

しかし、これらは国家主義的な画一的教育が、町村の負担において遂行され、町村財政に重くのしかかってきました。

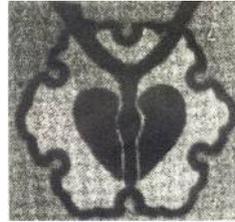
明治22年の松河戸村の収納帳には、通常の収納簿に加え、教育補助費(教育補助費収納帳)なるものもみられます。



松河戸村 収納帳教育補助費 (明治22年)  
教育費は村財政に大きな負担でした。

明治23年に「新小学校令教育勅語」が公布され学制の基礎ができ義務教育化されました。

「松河戸学校」と「下条原学校」と合併し、「小野学校」と改称し松河戸字八反田地内(現在の古川電機近く)に校舎が完成しました。



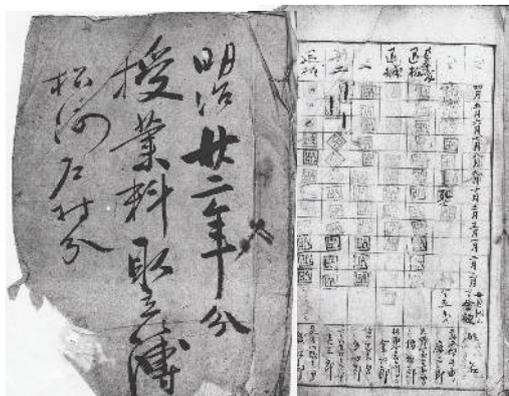
開校ときに作られた小野学校の記章  
外部の雪の結晶は勤勉を、中央のハートは親切を、上方の2本の剣は勇気を表す。  
この記章は、昭和7年に現在の校章に変わるまで、誇り高い学校のシンボルとして、仰ぎ親しまれてきた。

「小野学校」と命名したのは、この地が、前年の明治22年10月に松河戸、下条、下津、中切の4か村が合併して小野村となったことから名付けられました。

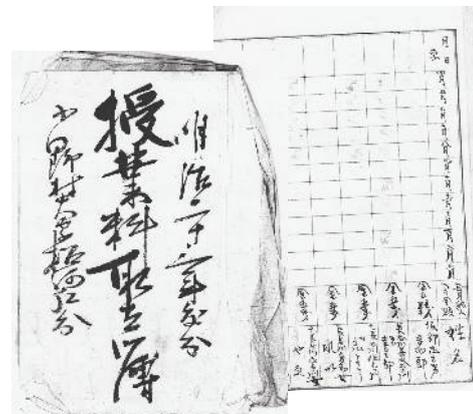
この当時の明治22年度と23年度の「授業料取立簿(松河戸分)」(下記)を見てみると、授業料は一人月5銭を徴収しています。

松河戸村時代の明治22年の生徒数は、男34人、女9人、計43人の氏名が記載されていますが、退校17人、死亡1人、休校2人となっており、小野村となった明治23年の生徒数は、男19人、女5人、計27人と記載されています。明治22年の退校17人は、村合併等による転校によるものと思われます。

1年間全て授業料受領印が押されている生徒は半数にも満たなく、途中でやめる生徒も多くみられました。明治33年に授業料が無償化されると、就業率は9割以上に上昇しました。



明治22年度 松河戸村時代の授業料取立簿 松河戸分



明治23年度小野村となった授業料取立簿 松河戸分





その後、昭和27年には、南側に南校舎1棟新築(4教室146坪 工費1,925,681円)などの大増築がされ、運動場も拡張されました。

運動場が南に大きく拡張されたことにより、運動場の南西の角に設置した道風公座像も、南東に移植したクロガネモチも大きく校舎側に寄りました。(昭和36年の航空写真)

昭和36年には、その東側に給食室(50坪 工費1,900,000円)が出来ました。

昭和40年～昭和43年にかけては、木造校舎から鉄筋防音校舎に建て替えられました。

昭和44年に松河戸から移築した懐かしい木造校舎も姿を消して近代的な校舎に一新しました。

昭和45年にはプールができ、昭和49年には体育館が完成しました。

昭和51年には、運動場が拡張され現在の大きさになりました。

その後、生徒数の増加により、運動場の整備ややプレハブ校舎の設置がされていきます。



美しい田園の中にある小野小学校 昭和36年11月

昭和23年の校舎配置図 P40 (移転後)と見比べてみると、南側(運動場側)に昭和27年に新築した校舎と、その東側に昭和36年に造った給食室がみえる。

十五の森のクロガネモチの位置から分るように、運動場も南側に広がった。



市街化された町の中にある小野小学校 平成3年7月

木造校舎も姿を消して近代的な校舎になった。

プール、体育館も出来て、運動場もクロガネモチの位置から分るように更に拡張された

明治25年に尋常小学校となって100周年を迎える。

### 近代の教科書の移り変わり

使用期間	教科書	特徴
江戸時代	儒教的教科書	漢籍・往来物
明治5から12	翻訳教科書	自由出版
明治13から18	再び儒教的教科書	許可制・認可制
明治19から36	検定教科書	検定制・国家統制強化
明治37から42	国定1期教科書	比較的近代的な性格(墨色表紙)
明治43から大正6	国定2期教科書	家族的国家主義(墨色表紙)
大正7から昭和7	国定3期教科書	大正デモクラシー(灰白色表紙)
昭和8から15	国定4期教科書	ファシズム台頭期(セビア色表紙)
昭和16から20	国定5期教科書	超国家主義・軍国主義
昭和21から23	文部省著作教科書	民主主義強化の教科書
昭和24から	検定教科書	民主主義に基づく教科書



④ 戦前・戦中

昭和11年11月には小野尋常小学校の教師であった書家の藤田東谷先生により、最初の県下席上揮毫大会が開催され、戦争の最中でも中断されることなく現在も続いています。

昭和16年4月には国民学校令が出され、校名を「東春日井群鳥居松村立小野国民学校」となり、昭和18年市制施行(勝川町、篠木村、鳥居松村、鷹来村が合併)により「春日井市立小野国民学校」と改称されました。

子どもたちは「小国民」と呼ばれ、国民学校は「皇国民」の錬磨教育を目的にかかげることとなりました。

昭和18年4月から高等科が設けられることとなり、戦争が激しくなり、高等科児童は造兵廠に行き兵器製造にたずさわることとなります。

また、兵士の不足を補うため高等科卒業した15才から17才の少年兵の志願が学校で盛んに勧められるようになりました。

学校行事の内容や教科書の中身には、神道主義、「皇軍不敗」の信念に基づく軍国主義などがひたひたと押し寄せてきており、大正7年以来の国定教科書の改訂もされており、1940年代には極端にまでのぼりつめることとなります。

昭和6年に建てられた鉄筋の奉安殿も昭和15年5月に神社造りに建て替えられ、登下校の際、子どもたちはそれに向かって最敬礼することが義務づけられました。

そして、それは昭和20年(1945)8月中旬に突然「鬼畜」のはずだった連合軍の占領下において平和・民主主義・基本的人権などの言葉を教え込まれるようになります。

**戦争当時の学校の様子**

- ・午前中授業があったが、昼食後は、団杖訓練といって団長が指導にあたり、行進をはじめとして主に集団行動の訓練があった。または、運動場を開墾した「いも畑」で作業した。
- ・高等科児童は造兵廠に行き兵器製造にたずさわった。鳥居松工廠には、約300人の地元の高等小学校の学徒がいた。
- ・体育の時間は、高学年では木刀や、なぎなたの練習をした。
- ・運動場の南側は、開墾して「いも畑」にして「さつまいも」を栽培した。  
また、庄内川の川原に「小野国民学校決戦農場」を作り、そこでも「いも」などを栽培した。
- ・空襲警報がなると、防空頭巾をかぶって下校した。  
また、運動場に警報発令時に隠れる退避壕をみनाで掘った。

小野小学校百年の歩み、卒業生の思い出を語る会から  
(平成3年7月22日 松河戸ふれあいの家にて)



小学國語読本 卷一 尋常科用

⑤ 戦後

昭和20年10月、対日教育管理の指令で新教育の根本方向が示され、教職員の適格審査で軍国主義・超国家主義者の教職追放がなされました。

12月国家神道に対する宗教の国家分離の指令で、学校教育と宗教の分離が行われ、神道関連の記述の教科からの削除、つづいて、修身、日本歴史、地理の教科書の整理、使用禁止が実施されました。

また国語その他の教科書についても、一々検討が加えられ、記述の中から帝国、皇国、軍神、世界無比等の文字文章を墨で塗りつぶして辛うじて使用しました。

同時に学校の教師用図書も、それらにふれる一切のものを処分しました。



黒く塗りつぶされた国語の教科書



小野小学校の給食風景 写真昭和28年  
主食、おかず、ミルクのそろった完全給食は昭和27年4月から、脱脂粉乳のミルクは評判が悪かった。 教室は3年生児童の教室



## ⑤ 農業政策・改革

新政府は、多難な改革ではありましたが地租改正や租税制度などにより安定した税収を得ることができました

それと同時に、今まで「勤農政策(開墾)」による米の量産に頼っていましたが、養蚕、畜産、果樹栽培などの「❶**多角的農法**」p60 をすすめました。

また、日本の農業にも、殖産興業と近代化を進め、日露戦争に際会して「❷**農業組織と農業技術の改良**」p61 に力をいれていきます。

例えば、共同苗代、品種改良、堆肥の改良、病虫害の予防、優良農具の普及、牛馬耕の実施、耕地整理、更に産業組合や農会活動の設立支援などです。

肥料や農機具などの技術進歩により生産性の著しい増加がみられましたが、反対にそれら購入のために、農家の支出も増加していくことになります。

しかも、日露戦争に勝ったものの、その費用のために地価の2.5から3.3に上がった地租はそのまま据え置かれます。

農業生産に資本を投入できるものは栄、できないものは衰退すると農民の二極化が現れてきます。

また、地租改正で、自作農の中には地租を払えず土地を売って小作人になる人や、小作人の中には地主への小作料(米で納入)が上がったことで生活が苦しく、北海道、名古屋などに移住する人も出てきます。

明治の後半になると、明治32年の「耕地整理法」、大正8年「開墾助成法」、大正12年「用排水改良事業補助」が定められ、「❸**土地改良事業**」p61 の事業費そのものに初めて国家の財政資金が本格的に投入されました。

昭和4年(1929)年にアメリカから始まった恐慌は、世界恐慌へと発展し、そのあおりを受けた日本では昭和5年(1930)に昭和恐慌がおこり、コメ価格の暴落や小作争議の激増で、農村は社会不安の根源地とみられていました。

政府は農村救済請願運動の高まりに対応して、農村の土木事業の推進を図り、地域住民が行う土木事業に半額の補助金を出して、小作争議、失業対策として農民に現金収入の途を与えるなどの「❹**農村の雇用対策**」p62をおこないましたが、軍事費の膨張にともないこの事業は廃止となります。

戦争が激しくなると、食糧不足のため需給と価格安定のため昭和17年(1942)「**食糧管理法**」が制定されます。

昭和20年(1945)、敗戦を迎え、昭和22年(1947)に「**農地改革**」(農地解放)がおこなわれますが「食糧管理法」は1950年代には食糧不足状況が解消しましたが、そのまま温存され平成6年(1994)まで続きました。

農家にとっては、戦前からの「食糧管理制度」のおかげで、政府が米を全量固定価格で買い上げてくれたため、生活は安定が保証されたことになります。



1970 年頃から、政府米の収支が逆ザヤとなる問題や自主流通米以外のいわゆるヤミ米問題が発生、また日本国外から、自由貿易による『米市場開放問題』などが要求されたことにより、食糧管理法は、平成 7 年 (1995) 11 月 1 日に廃止され、「**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律**」(食糧法)に引き継がれました。

### ① 多角的農法、副業

松河戸は水田中心の地帯なので、すべての農家は米作を行っていましたが、明治に入ると、国の「多角的農法」のすすめにより、副業として「綿栽培」、「養蚕」、冬場の仕事は「蓼草履(終戦頃まで特産品)」作りなどでした。

国の殖産興業の一つが養蚕で「外貨獲得産業」として重視され、日本の近代化(富国強兵)の礎を築きました。

春日井では田楽村の河田悦治郎は明治 17 年河田蚕種製造所を開いて「温度育」「交配による新蚕種」などの研究で、養蚕業に多大な貢献をしました。

このこともあって、松河戸では明治 20 年代以降には、ほとんどの農家が蚕を飼い、農閑期の作業として貴重な現金収入を得ており、農家ではカイコガについては「お蚕様」と接頭辞を付けて呼称していました。

そして、養蚕組合においての研究会や品評会なども盛んに行われました。

日露戦争における軍艦をはじめとする近代兵器は、絹糸の輸出による外貨によって購入されたと言っても過言ではありません。

1900 年頃には日本は中国を追い抜き世界の生糸の輸出国になり、1935 年前後にピークを迎えます。

しかし、1929 年の世界大恐慌、1939 年の第二次世界大戦、そして 1941 年の太平洋戦争によって、生糸の輸出は途絶しました。

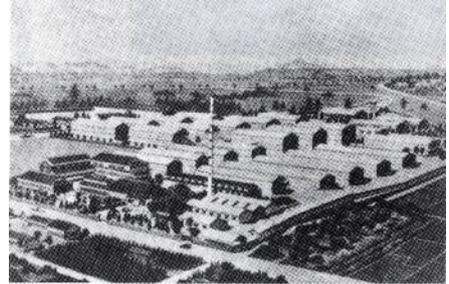
松河戸は、水田中心の地帯でしたので、戦争が激しくなると食糧増産へ力を入れていき、桑畑はサツマイモ畑や野菜畑になっていきました。

戦後、1950 年代ごろに養蚕を始める農家もありましたが、戦前の様にはいかなかったようです。

戦後の副業としては、正月用の「しめ縄」を作って、名古屋方面へ振り売りや出店を出して売りに行っていました。

松河戸は昭和 40 年代頃までしめ縄の一大産地で、農家の 7~8 割がしていました。

また、自家消費として、野菜をつくり、養鶏などを行っていましたが、本格的な養豚を行う農家も現れました。



拡張工事後の河田蚕種製造所 昭和 5 年当時



▲養蚕の成績記録



蚕に桑の葉を与える。  
戦前まではほとんどの農家で蚕を飼っていました。



▲戦前村会が製蚕研究会に出したお蚕盆



▲絹の繰取り機 松河戸も戦前に一時繰づくりをしていた



▲戦後の副業でしめ縄作りも盛んに行われた(昭和末期の写真)



▲戦前ほどの農家も自家用に名古屋コーチンをこのように飼っていた



▲副業で作られた正月用の花



▲戦後農家の副業で養豚が行われた

## ② 農業組織と農業技術の改良

地租改正などで深刻な打撃を受けた農村から農業技術改良による生産の増強が図られることとなります。「老農」を中心とした農談会や種子交換会が開かれるようになり、政府も勸農政策に力を入れ、各郡に農事通信員をおきました。

愛知県でも明治11年に老農らをまとめ「県農談会」を組織し、明治14年には第1回全国農談会が東京で開かれています。東春日井郡農談会が組織されたのは明治16年でした。

東春日井郡農会においても各種講習会や品評会、米麦増収研究会、自給肥料の奨励研究などを行い、積極的な活動を開始しました。

これらの動きが後に大きな役割を果たす農業組織に発展していきます。

農業組織については、明治28年(1895年)に「全国農事会」が成立すると、東春日井郡農会が生まれ、各町村農会もこれについて設立されました。そして、明治32年(1899)に「農会法」が成立し、明治43年の改定でこれまでの「全国農事会」が「帝国農会」と改まってからは、政府の補助のもとに全国的な農会組織が県・郡・町村単位に系統されていきます。

一方、明治33年(1900)に「産業組合法」が成立すると「産業組合」ができ、日露戦争後全国に分会ができ広まっています。

その後、戦時体制下の昭和18年(1943)食料統制を円滑に進めることを目的に「農業団体法」が制定され、農会、産業組合、畜産組合、養蚕業組合、茶業組合が統合されて「農業会」が設立されました。

これが、戦後の昭和22年(1947)、「農業協同組合法」が施行されて、農地改革に伴う農民の経済生活の改善、営農指導、農民教養の向上を目的に、集落を単位とする農家組合等を構成員とする「農業協同組合」として、春日井農業協同組合が昭和23年7月に設立され、販売・購買・信用・利用などの事業を行っていくこととなります。



春日井農業協同組合

## ③ 土地改良事業

新田開発については、木津用水にみられるように、江戸時代から積極的に行なわれてきた。

明治に入っても、政府は開拓事業に力をいれますが、農作業の効率化のための耕地整理や、品種改良、肥料、



土地名寄帳 個人別の持高を記録したもの  
 土地各筆調 耕地整理地施行地の地積、賃貸価格及び筆敷地目別調べ  
 鳥居松村耕地整理組合 松河戸地区







を回せば、相手に直接電話をかけることができるようになりました。

自動式電話への切り替えが行われた昭和 34 年には、春日井の加入者は 1981 件に増加しました。

この切り替えにより名古屋・一宮・瀬戸・岐阜などへの通話が自動即時化されました。

このときに使われた電話機は 4 号自動式卓上電話機であり、その後、いわゆる「黒電話」として有名な電話機である 600 形自動式卓上電話機が登場します。

そして、これを可能にしたのが自動交換機 A 型です。そのため、多くの職員が、名古屋などの交換業務が必要だった部署や番号案内の部署に配置換えされたということです。

そして、昭和 40 年 (1965) 11 月には、春日井市内局番 81 がつけられて全国の自動即時網に編入されました。

昭和 43 年 (1968) に、新しい局舎が新築され移転しました。

現在の NTT 春日井ビルで、位置は鳥居松町 5 丁目 48 番地で、春日井市役所東交差点と市役所の間になります。

移転した昭和 43 年には加入数が 8 千だったのが、わずか 10 年後の昭和 53 年 (1978) には 7 万、民営化直後の平成 2 年 (1990) には 10 万を突破します。

こうして電話の普及に貢献してきた日本電信電話公社は、昭和 60 年 (1985) 4 月 1 日に民営化され、日本電信電話株式会社 (NTT) が誕生しました。

なお、春日井農協による有線放送電話(固定電話兼放送設備)が昭和 37 年 11 月に開始されました。

それまで、松河戸には数件しか電話のある家はありませんでしたが、農協の有線放送電話が開始されると多くの家で設置しました。

これは通常の家と家の連絡ばかりでなく、地域全体の必要な情報を流してくれるので大いに役立っていました。

しかし、通話が地域限定であったり、一般加入電話との通話ができなかったことから、昭和 44 年をピークに少なくなり昭和 48 年廃止されました。

(表 11) 春日井農業協同組合の有線事業

開始年月日	台数	区域	備考
昭和 37 年 11 月	申込数 4 千、 収容能力 5 千	春日井市内	工事費 1 億 3 千万円、1 台 500 回線の交換が 10 台



4 号自動式卓上電話機



600 形自動式卓上電話機



市広報 昭和 32 年 12 月 2 日



春日井電報電話局鳥居松町 5 丁目 48 番地 昭和 43 年に移転



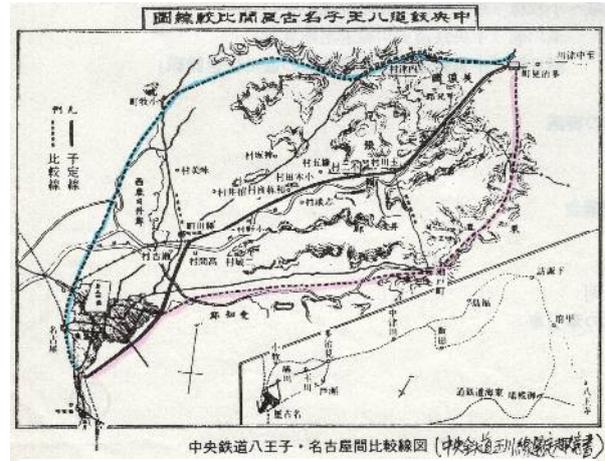
春日井 農協有線放送施設(当時)



最終的には第6期帝国議会において、東春日井郡の郡役所があった勝川町の誘致活動により、今の勝川、高蔵寺から庄内川沿いに玉野、多治見へ出る高蔵寺ルートに決まりました。

その後、駅の位置は桂林寺付近に予定されていましたが、町の有力者たちが運動して勝川町の中心部より約1Km東北の松河戸新田に駅が決まりました。

しかし、人力車、荷引き、宿屋などを生業とする人々や、駅近くの人々がこれに反対して、種々の注文をつける騒ぎがあったといいます。



高蔵寺ルート、瀬戸ルート、小牧ルート

明治28年ごろから中央線の鉄道用地買収が行われました。

地主総代で1坪当たり一律1円の要求をだしていますが、当時、勝川駅辺りは松林の中で、一反歩おおよそ30円位で買収されたという話もあり実際のところ不明です。

明治32年2月9日「扶桑新聞」では、柏井村の一部を除き用地買収は終了したと報じています。

## ② トンネルの多い難工事

春日井地区の工事は6つに分けて請け負われ、このうち、難工事の予想される庄内川橋梁とトンネルの多い第7・8工区は鉄道省の直営で、他は競争請負にされました。

工区(区間)	施工種別	着工年月	竣工年月
庄内川橋梁	直営	明治29年11月	明治31年5月
第4工区(庄内川橋梁～内津川)	請負	明治32年2月	明治32年11月
第5工区(内津川～高蔵寺)	請負	明治32年4月	明治33年10月
第6工区(高蔵寺～玉野)	請負	明治32年6月	明治33年1月
第7、8工区(玉野～池田)	直営	明治29年11月	明治33年7月

工区割 『日本国有鉄道百年史』、明治32年6月3日「扶桑新聞」を基に作成

明治29年11月から工事が開始されましたが、大変な難工事当初の予定より随分時間がかかりました。

名古屋より玉野附近までは濃尾平野の平坦地を通りますが、その先は庄内川の左岸に沿って進み、地峡部では断崖絶壁となり、わずか10キロの間にトンネル14を貫いて、ようやく多治見盆地に出ます。

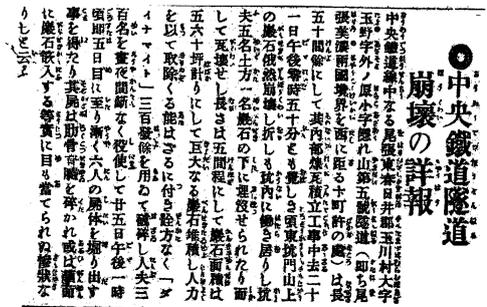
最も難工事であったのは、庄内川に接近している6号トンネル工事で、明治30年4月に大雨で西抗門の外の切り取り箇所が崩壊する事故が起きました。

また、5号トンネルでは同年11月21日、高さ7mの巨岩が崩れ落ち、6名の犠牲者を出しました。

1号、2号トンネル間には、愛岐トンネル工事で亡くなられた20余名のかたの慰霊碑があります。

【参考(p464) 19庄内川沿いの探訪 (5)その他の名所 ①愛岐トンネル群】

また、庄内川橋梁工事も明治29年11月から工事が始まります。橋梁の長さは240mで、かなりの大工事となることから、トンネル工事の場合と同様に早くから着工されました。



資料2 中央鉄道隧道崩壊の詳報  
「扶桑新聞」明治30年11月27日



殉職者慰霊碑





日露戦争の頃(明治37年)の列車は日に5・6回になり、客車2輛、貨物3輛位の編成でした。明治40年の勝川駅の年間乗降客は59,964人、貨物は11,396トンで、1日平均それぞれ164人、31トン、高蔵寺駅は168人、22トンとなっており、まだそれほど多い乗降客ではありませんでした。

それまで馬車や大八車を使って運んでいた農作物などが汽車で送り出され、名古屋から肥料、炭などが運ばれてきて、次第に人の行き来も頻繁になりました。

また、中央線が庄内川に沿って敷かれたため、それまで庄内川を利用した水運(近隣中心の継船利用されていた)も少なくなりました。

汽車に乗った堀部忠治さん(松新町、明治31年生)の話 郷土史かすがいの第1号から

**子ども時代の思い出**

「五歳の時初めて乗せてもらった。その後しばらくは、多い年で盆、正月と農休みの3回だった。いつも帰りだけ乗ったものだ。その日は朝6時に家を出て、歩いて東本願寺まで行ってお参りして、ここで焼めしとおつけもの、昼めしをつかった。次に熱田神宮へ行き、境内のあちこち5か所ぐらいお参りしました。そして、伝馬町から馬車で大須まで行き、観音様へお参りし、千種駅まで歩いてそこから勝川まで汽車に乗るのが普通だった。ふつうの人は片道しか乗らなんだもんだ。勝川で往復乗る人はKさんなど5人位で、この人たちはみんな人力車で勝川駅まで送り迎えしてみえたものだ。」

**⑤ 複線電化**

定光寺駅が大正13年(1924)に、鳥居松駅(現在の春日井駅)が昭和2年(1927)に、神領駅が昭和26年(1951)にでき、現在の春日井市内には5つの駅があります。

昭和33年には、複線化工事が着工され、昭和37年には名古屋-大曾根間が複線化され、昭和41年5月14日に名古屋-多治見間が、7月1日には多治見-瑞浪間の複線電化が完成し、これ以降は、蒸気機関車の煙に悩まされることもなくなりました。

なお、この複線電化に伴って玉野から多治見間の14のトンネルは、定光寺駅から古虎溪駅までと、古虎溪駅から多治見駅までの3つの大トンネルで結ばれました。

昭和62年(1987)日本国有鉄道(国鉄)は、JRとして6つの地域別の「旅客鉄道会社」と1つの「貨物鉄道会社」などに分割し民営化されました。

**春日井市内及び名古屋までの中央線の開業状況**

年月日	項目
明治33年7月25日	中央線開業、千種、勝川、高蔵寺各駅開業
明治44年4月9日	大曾根駅開業
大正13年1月1日	定光寺駅開業
昭和2年12月16日	鳥居松駅開業(昭和21年5月1日春日井駅と改称)
昭和12年4月21日	鶴舞駅開業
昭和26年12月15日	神領駅開業
昭和37年1月25日	金山駅開業
昭和39年4月1日	新守山駅開業、名古屋から高蔵寺間複線化完成
昭和41年7月1日	名古屋から瑞浪間複線電化完成(普通列車の電車化は昭和43年10月1日)



庄内川橋梁 複線化工事(昭和40年)



昭和41年5月14日に名古屋-多治見間が、7月1日には多治見-瑞浪間の複線電化が完成しました。

(写真平成元年頃)



車両は旧国鉄から引き継いだ211系 昭和60年から令和4年3月まで、この中央線をはした。

(写真平成元年頃)

⑥ その後の勝川駅

勝川駅周辺総合整備事業の一環として平成9年6月より高架化工事が行われ、高架化の区間は長塚町から柏井町まで2.5キロメートルで交差道路は17路線になります。

勝川駅は、平成21年(2009年)11月23日に上下線の高架化が完了し、その後は上り地上仮設線や仮駅舎などの撤去・ペDESTリアンデッキの設置、北口側ロータリーと南口側ロータリーをつなぐ高架下道路の整備などが行われ、平成22年度(2010)に全体が完成しました。

東海交通事業城北線が平成3年(1991)開業し乗換駅となり、将来的に城北線が乗り入れることも想定したプラットホームになっています。

この高架化工事が行われる前、旧勝川駅(駅舎は昭和34年4月完成)のプラットホームの最下段には開業当時のままとされるイギリス積の赤煉瓦がありました。

明治の開業当時、駅のプラットホームは低く短かったですが、列車の床が高くなり長さが長くなるにつれて、次第に高く左右に伸びてきて、その最下段には開業当時のままとされるイギリス積の赤煉瓦がありました。



昔の勝川駅プラットホームの煉瓦

平成17年(2005)勝川駅の高架化改修工事が行われ、このプラットホームが撤去された時に、地元の古老のかすかな記憶を頼りに、愛岐トンネルの探索が始まって今のトンネル群(近代化産業遺産)にたどり着いたということです。 【参考(p464) 19庄内川沿いの探訪 (5)その他の名所 ①愛岐トンネル群】

勝川駅周辺総合整備がおこなわれ、駅前の状況は昔の面影を全く留めていません。

まず最初に勝川駅前に「ルネック」ができました。地上7階、地下2階建てで、平成2年1月に着工、同4年10月に竣工した立体換地ビルです。ルネックとは、ヨーロッパのルネッサンスと勝川のKをつないだ造語で、1階は銀行と書店、3、4階は店舗、5階は市民サービスコーナー、ふるさとの歴史コーナーなどがあります。



勝川駅 令和元年 北正面玄関

平成10年4月1日には、駐車収容台数242台の「勝川駅前地下駐車場」がオープンしました。

平成11年9月8日には、地上10階、地下1階、客室は90室、各種宴会場などを備えた「ホテルプラザ勝川」がオープンしました。



その後マンションなどのビルもでき、春日井の西の顔として急速に発展してきました。

駅の利用者も1日当たり1,7742人(平成30年)になっています。









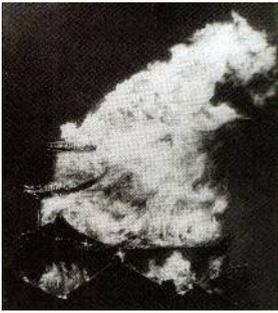




この時、熱田神宮の東門にあった春敲門(扁額は小野道風が書いたとされる)は焼失しましたが、扁額は熱田神宮に保管されています。

松河戸の農家の離れ座敷や小屋は、避難者たちで埋められ、歳は名古屋の人達の家財の仮保管場所となりました。

名古屋への空襲が相つぐにしたがい「きょうは工廠に来るか、あすは春日井か」と春日井市民は恐れおののいていました。



昭和 20 年 5 月 14 日  
空襲により炎上する名古屋城

3月24日夜半からの名古屋の空襲が空を赤くしていた矢先、昭和20年3月25日の夜間ついにB29は春日井を襲いました。

鳥居松工廠、松河戸、桜佐に500キロ爆弾や焼夷弾が降り、鳥居松工廠では、防空壕のうち3ヶ所は吹き飛ばされ26名の命が奪われました。松河戸では500キロ爆弾が3発投下され、家屋5戸が消失し、川原島の一家3人が死亡しています。桜佐でも約20戸あった民家のうち5戸が全焼し6名の死者を出しています。

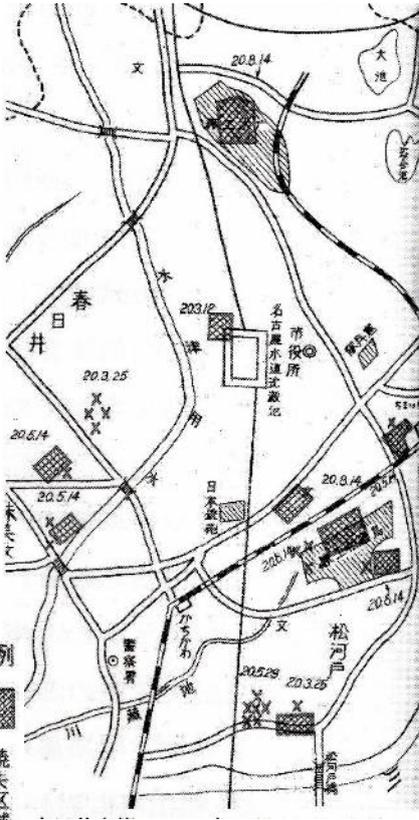
それ以降、市内でも空襲が続く、5月29日にも松河戸が空襲されています。

また、グラマン戦闘機が低空飛行で住民に直接銃撃を加える事態も起こっていました。

8月6日広島に9千m上空から原子爆弾が投下され、8月9日に長崎に、そしてソ連の参戦で8月15日終戦を迎えます。

その終戦前日の8月14日午後には模擬原爆(4.5トン爆弾のパンプキン爆弾)が春日井市内に4発投下され、鳥居松工廠にも1発投下され壊滅的な被害が出ました。付近の上条、下条、朽ヶ島地区にも大きな被害が出ました。

(パンプキン爆弾は原爆のリハーサルでした。春日井市内には4発投下され、鳥居松工廠に着弾したのは1発、その周辺に2発、そして鷹来製造所に1発投下された。終戦がもう少し遅れていたら、8月17日頃どこかの地に3発目の原爆が落とされていたことが報道されています。)



**恐ろしかった体験**

小学校5年生の時でした。  
学校から帰って母と一緒に田んぼの手伝いをしていると、その時は空襲警報も出されていなかったんで、空に2機の飛行機が飛んでいたけれど、日本軍だと思って安心してました。  
すると、突然その中の1機が急降下してきて、私めがけて機銃掃射で撃ってきました。  
見上げると、パイロットの顔がみえました。  
考える暇もなく、走ってちょうど竹藪があったので、そこに逃げこみました。  
竹藪の中まで撃ってきたのですが、辛うじて助かりました。  
母は用水路の中に身を隠し無事でした。  
一瞬の出来事で、お互い自分の身を守る以外何もできませんでした。  
  
あの時、用水路や竹藪がなければ今の私たちは居なかったでしょう。グラマン戦闘機の恐ろしさが身にしみました。  
一生忘れることの出来ない怖い思い出です。

春日井空襲は、昭和20年3月12日、3月25日、5月14日、5月29日とある。  
松河戸には、3月25日、5月29日に空襲がされた。  
目標は鳥居松工廠であったが、通り道であった松河戸にも爆弾が落とされた。  
昭和20年3月25日の夜間空襲では、松河戸の川原島には500キロ爆弾が投下され家屋が消失し死者も出た。  
  
第一復員省資料課「全国主要都市戦災概況図」  
昭和20年12月 春日井市

戦中の物価 (聞き取り)

昭和17年 巻きずし1本25銭、 昭和19年 風呂代6銭、 昭和20年 はがき3銭→5銭、 封書7銭→10銭  
昭和20年 米一升5円、 大根1本2円、 炭1俵50円、 鳥居松工廠1か月の給料約40円~60円